

質疑回答書

	質疑事項	回答
1	納入期限について、仕様書内に「令和8年3月30日(月)」との記載がありますが、昨今の働き方改革や、紛争などによる原料ならびに部材関係の調達困難、法規制に対応するためのシャシモデルチェンジの影響等で、製造工程について不安定な環境が継続しております。 これらの状況を鑑みて、納期延長を認めていただけますでしょうか。	現時点では、車両更新計画に基づくものであることから、仕様書記載の納入期限を変更する予定はございませんが、納入期限については必要性が判断された時点で、本契約締結後に落札決定者(＝受注者)と発注者において別途協議をすることは可能とします。